

2021年9月27日

厚生労働大臣  
田村 憲久 殿

山梨県保険医協会 会長 長田 高典  
〒400-0862 山梨県甲府市朝気 1-3-26  
TEL 055-227-5434 FAX 055-227-5435

### 新型コロナウイルス感染対策への診療報酬の加算点数の10月以降の継続を求める緊急要請書

新型コロナウイルス感染症は、第5波の新規感染者数は減少傾向にあるものの、第1波～第4波と比較しても依然として高水準の感染者数です。

2020年12月からの「乳幼児感染予防策加算」や、2021年4月からの、「医科外来等感染症対策実施加算」、「歯科外来等感染症対策実施加算」、「入院感染症対策実施加算」は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、すべての患者の診療等に対する感染予防策の徹底及び施設の運用の変更に係る費用に対する評価として新設されたものです。

これらの評価により、医科・歯科医療機関では感染予防対策が進み、患者が安心して通院・治療できる体制をとることができます。

しかし、この取扱いについては、2021年9月末までの時限的な措置とされています。

新型コロナウイルスへの対応は、高止まり傾向となっております。また、第6波も懸念されている中で、医療機関では、今後も継続して感染予防対策をしていかなければなりません。

つきましては、本年10月以降も「医科外来等感染症対策実施加算」、「歯科外来等感染症対策実施加算」、「入院感染症対策実施加算」、「乳幼児感染予防策加算」を維持、継続することを要請いたします。

保険医の経営と権利を守り、地域で住民の要求に応える医療をめざす  
医師・歯科医師の団体

**山 梨 県 保 険 医 協 会**

〒400-0862 山梨県甲府市朝気 1-3-26  
TEL 055-227-5434 FAX 055-227-5435